

全日愛媛県本部 会員各位

令和7年度は表記役員改選選挙のため実施要領を確認の上、理事及び監事に立候補される会員は届出票を愛媛県本部まで期間内にご提出願います。

【愛媛県本部役員選挙 実施要領】

1. 役員立候補の受付（自薦、他薦共）

（1）受付期間

令和7年3月10日（月）午前9時より

令和7年3月17日（月）午後5時まで 7日間

（注1）持参による届出可

（注2）郵送によるもの3月17日午後5時県本部到着分まで有効とします。

※3月17日消印有効ではありません。FAXは無効です。

（注3）但し、投票が実施される場合、立候補される方は、別送選挙公報（立候補者プロフィール）を提出してください。用紙は立候補締切り次第お送りします。

（2）立候補資格【次の（1）～（7）に該当する方は立候補不適格者となります。】

- （1）前事業年度までの会費等を完納していないとき。
- （2）宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- （3）理事会において指定する宅地建物取引業に関する研修を履修していないとき。
- （4）選任時において満75歳以上であるとき。
- （5）指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。
- （6）当本部の正会員3名以上より役員立候補者として推薦を得ることができないとき。
- （7）選挙細則第5条に該当しない者。

（3）届出要領

ア.届出先 愛媛県本部事務局

イ.届出の内容

ア) 自薦の場合

立候補者の氏名と商号、捺印、それと推薦者（※当本部の正会員（法人にあっては代表者1名）3名以上必要。

イ) 他薦の場合

被推薦者（候補者）の氏名と商号及び押印それと推薦者※3名以上の氏名、商号、3者の捺印。

（注）立候補の状況如何によっては、再立候補届出を実施することとなります。

以下の日程は予定ですので、ご承知下さい。

2. 再立候補届出期間、届出方法

（役員定数に満たない選挙区域へ立候補届出用紙等発送3月19日（水）頃）

ア.届出期間：令和7年3月24日（月）～令和7年3月31日（月）午後5時

イ.届出方法：県本部事務局へ持参並びに郵送による場合到着分まで有効。（選挙細則第17条）

郵送によるもの3月31日午後5時県本部到着分まで有効とします。

※3月31日消印有効ではありません。

ウ.各地区定員数内連記式による立候補届出者記名投票とする。（選挙細則第11条）

3. 開票 令和7年3月19日（水）午前10時30分～ 県本部事務局 （希望者立会可）

令和7年4月1日（火）午前10時30分～ 県本部事務局 （希望者立会可）

（選挙細則第16条）

4. 選挙区域及び役員定数

理事 東予3名以内・中予10名以内・南予2名以内 監事全県2名（選挙細則第8条）以上。